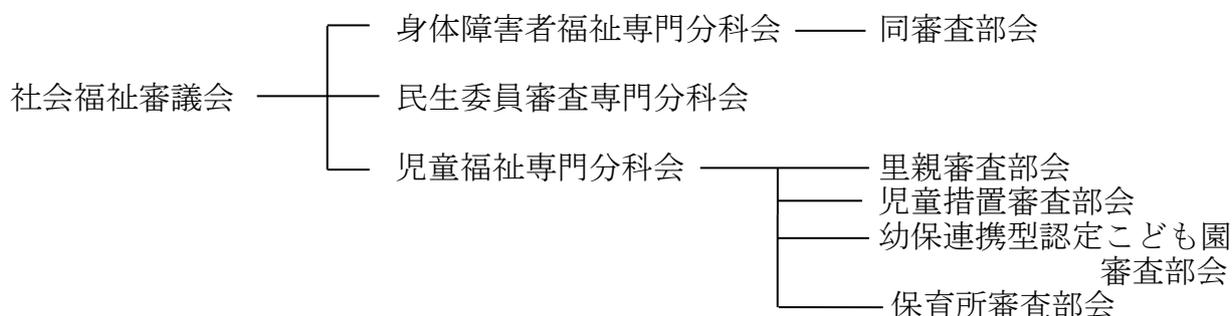


## 専門分科会・審査部会の審議状況について

### <愛知県社会福祉審議会の組織>



### ○平成 29 年度の専門分科会・審査部会の審議状況

#### 1. 身体障害者福祉専門分科会及び審査部会

##### ① 設置根拠

専門分科会：社会福祉法第 11 条第 1 項（法に基づく義務設置）

審査部会：社会福祉法施行令第 3 条第 1 項（政令に基づく義務設置）

##### ② 設置目的(内容)

身体障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

審査部会においては、身体障害者福祉法第 15 条及び同法施行令第 3 条の規定に基づく医師の指定審査、並びに、同法施行令第 5 条の規定に基づく身体障害者の障害程度の審査等を行う。

#### 【開催状況】（審査部会）

開催 年月日	身障福祉法第 15 条 第 1 項の医師の指定			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項の医療機関の指定等			身体障害者手帳に関する 障害程度等級の認定					特別障害者手当等 に関する障害程度 等級の認定		その他	審査 件数 合計			
	審査 件 数	審査結果			審査 件 数	審査結果			審査 件 数	審査結果				審査 件 数				
		適 当	保 留	却 下		適 当	却 下	適 当		等 級 変 更	却 下	同 級	保 留			該 当	非 該 当	
H29. 5. 17	28	27	0	1	31	31	0	53	13	9	31	0	0	0	0	0	1	113
29 年度 計 1 回	28	27	0	1	31	31	0	53	13	9	31	0	0	0	0	0	1	113

専門分科会については、諮問事項等がなかったため開催されていない。

## 2. 民生委員審査専門分科会

### ① 設置根拠

社会福祉法第 11 条第 1 項（法に基づく義務設置）

### ② 設置目的(内容)

民生委員法第 5 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定に基づき、民生委員の委解嘱の適否について調査審議する。

## 3. 児童福祉専門分科会及び審査部会(里親審査部会、児童措置審査部会、幼保連携型認定こども園審査部会及び保育所審査部会)

### ① 設置根拠

専門分科会：社会福祉法第 12 条第 1 項及び第 2 項（法に基づく任意設置）

審査部会：愛知県社会福祉審議会規程第 3 条第 2 項（義務設置）

### ② 設置目的(内容)

児童及び妊産婦の福祉に関する事項並びに子ども・子育て支援法第 77 条 4 項に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の計画的な推進に関し必要な事項や実施状況について調査審議する。

#### 【里親審査部会】

児童福祉法施行令第 29 条の規定に基づき、里親の認定審査を行う。

#### 【児童措置審査部会】

児童福祉法第 27 条第 6 項、第 33 条第 5 項及び同法施行令第 32 条の規定に基づき、要保護児童の処遇について調査審議する。

#### 【開催状況】

開催年月日	被虐待児童等の処遇に係る審議	被虐待児童等の処遇に係る経過報告	検証委員会(※)
	審議件数		
H29.5.30	3	0	1
29 年度 計 1 回	3	0	1

※平成 29 年度愛知県児童虐待死亡事例等検証委員会（県内において児童虐待による死亡事例等が発生した場合に、児童措置審査部会に設置される検証組織）を開催。

#### 【幼保連携型認定こども園審査部会】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 25 条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関して調査審議する。

#### 【保育所審査部会】

児童福祉法第 35 条第 6 項の規定に基づき、保育所の設置認可等に関して調査審議する。